日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

八	七	六	五.	匹	三	$\stackrel{-}{=}$	_
国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(附則第七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)(附則第六条関係)・・・・・・・・・5	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)(附則第五条関係)・・・・・・・4	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(附則第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(附則第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

の負担) 有鉄道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用 (日本国有鉄道の役員	2 (略)	(略) 四~六 (略)	が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務 四条第二項の規定によ	年法律第八十七号)第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道 六十一年法律第八十七号。	附則第十条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和六十 三 附則第二十四条の) 二 (略)	の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。 価の支払を受ける債	約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対 約と併せて締結した	一項の規定による長期借入金に係る債務(事業団が土地の譲渡契 第一項の規定による	一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。)第四十条	附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭 一 附則第六条の規定	般会計において承継する。	(施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。)を、一 債務(施行日前に支払!	.限る。)に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る │ のに限る。)に係る債	発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているも 発生している利子のぅ	に係る利子(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前に に係る利子(この法律の施行	一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務 の第一号から第四号ま	府は、この法律の施行の時において、その時における事業団 第二条 政府は、この法律	般会計による債務の承継)	改 正 案
道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用			り日本国	七号。以下「改正前改革法」という。) 第二十	の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和		受ける債権と相殺することが約されているものを除く。	締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対	定による長期借入金に係る債務(事業団が土地の譲渡契	十号。以下「旧事業団法」という。)第四十条	の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭	<u>ි</u>	期が到来した利子に係るものを除く。)を、一	に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る	利子のうち施行日以後に支払われることとされているも	の施行の日(以下「施行日」という。)以前に	第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務	伴の施行の時において、その時における事業団	(の承継)	. 現

第七条 という。 他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その を承継する日本鉄道建設公団 た費用については、 法 (平成十四年法律第百八十号。 前日までの間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産 (昭和六十一年法律第九十三号。 則第十 第三十七条の規定により事業団が負担することとされてい 一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施 独立行政法人鉄道建設・運輸施! (以下「公団」という。 以 下 第七条において 「機構法」という。 改正 設整備支援機構法 が、 <u></u>の 前 機構法 施行 施 行 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 日 行

(構の業務に関する特例)

下

「機構」という。)が、

それぞれ負担する。

第十三条 次の業務を行うものとする。 機構は、 当分の間、 機構法第十二条に規定する業務のほ か、

附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を行うこ 第二条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法 前号の業務その 他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則

に当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。 が 継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整 承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団 備並び

が 承継するも 前三号に掲げるもの 利 及び義務のうち機構法附則第一 のの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。 のほ か、 附則第i 一条第一項の規定により機 一条の規定により公団 「 が 承 継 構

2 • 五. (略

> 第七条 行法 0) 行 での間は附則第二条第一項の規定により事業団 兀 承継する日本鉄道建設公団 第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用に 資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 1の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他 年法律第百八十号。 いては、 「機構」という。)が、 (昭和六十一年法律第九十三号。 附則第二十五条の規定による改正前 独立行政法人鉄道建設・運輸施 以 下 それぞれ負担する。 (以下「公団」という。 「機構法」という。 以 下 設整備支援機構法 の日本国有鉄道改革法 「改正前施行法」という。 の土地その他の資産 の施行の日) が、 機構法の施 の前日ま (平成十 等施 を

(機構の業務に関する特例)

第十三条 次の業務を行うものとする。 機構は、 当分の間、 機構法第十二条に規定する業務のほ

機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を 第二条第一 行うこと。 前号の業務その 項の規定により公団が承継した土地その他の資産 他 [の業務の遂行に必要な資金に充てるために||附則| 生のうち

機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施 り公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第 :並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。 項 の規定によ 設 の整

兀 り機 が 承継 前三号に掲げるもののほか、 構 が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこ した権利及び義務のうち機構法附則第二条第 附則第一 条第 項 \hat{O} 規 一項の規定によ 定により公団

2 • 五 (略) (略

- 2 -

(土地の処分の方法等)

じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、そのち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、第二十三条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のう

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

十三号) 株式会社を含む。 人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの 法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る 改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人 一十五条 般自動 当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。 横法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであ 第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する |車運送事業に相当する道路運送法 機構は、)に対し無償で貸し付けていたものを、 附則第二条の規定により公団が承継した土地 (昭和二十六年法律第百八 (改正前施 当該承継法 って のう 行

(特例業務勘定)

しなければならない。
区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理第二十七条 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と

- 項及び第四項の規定は、適用しない。
 2 特例業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三
- 規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」と3 機構は、特例業務勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に

(土地の処分の方法等)

第 らない。 法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなけ 譲 一十三条 渡、 その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、 一のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するも 貸付けその 機構は、 他の処分に関する契約を締結しようとする場合には 附則第二条第 一項の規定により公団 般競争入札の 1が承 継 ればな した土 0) 方

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

第一 設の機構の土地からの移転が終了するまでの間 引き続き無償で貸し付けることができる。 営する株式会社を含む。 第百八十三号) に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法 あって改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人 地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもので し無償で貸し付けていたものを、 前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営 一十五条 機構は、 第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を経 附則第二条第一項の規定により公団 附則第二十六条第二項において同じ。 当該承継法人の事業の用に供する 当該承継法人に (昭和二十六年法律 日が承継 1の分離 心た土 (改 正 に対 対

(特別の勘定)

| 区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。 | 第二十七条 | 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と

- 2 前 書、 頃に 第二 規 定する特 項 、及び第四項の規定は、 別の勘定につい ては、 適用しな 通 則法第四十 兀 [条第 項た
- 第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期 | 3 機構は、第一項に規定する特別の勘定において、通則法第二十九条 |

目標の期間における積立金として整理しなければならない。あるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がいう。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第

、機構法等の特例)

第一 債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。 処理法」と、 事業団の債務等の処理に関する法律 法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等 は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一 る業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算 る場合には、 「又は第二十三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又 一十八条 第十三条第一項及び第二項の業務」と、 土地の売買」と、 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われ 機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは 同条第二号中「第十二条」とあるのは 機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯す (以下「債務等処理法」という。 機構法第二十六条第一号中 「第十二条並びに 項 ے کر 「販売 機構

期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならによる積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第

(機構法等の特例

第一 第 同条第二号中「第十二条」とあるのは 法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、 三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又は債務等処理 第十三条第一項の業務」と、 業団の債務等の処理に関する法律 業務」とあるのは 長 機 第十三条第一 土地の売買」と、 る場合には、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、 一十八条 (構法第八条第二項中「理事長 ر کر 一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法. 機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われ 項及び第二項」とする。 機構法第十九条第一項第一号中 「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事 機構法第二十六条第一号中「又は第二十 (」とあるのは (以 下 「第十二条並びに債務等処理法 「債務等処理法」 「機構を代表し 「これらに附帯する 機構法第三十二条 」という。 「販売、 と、

(略)

2

附 則

(事業団の解散等)

第二条 (略)

- 2 前日に終わるものとする。 事 業団 \mathcal{O} 平 成 年 兀 月 日 に始まる事業年度は 事 業団 0 解 散 · の 日
- 目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産

2

略

- 附則
- 第二条 (略) (事業団の解散等)

(存続組合の代表者)

(削除)

(削除)

4 する金額については、 事業団の解散の時において、 政府からの出資は、 その時における事業団の資本金に相当 なかったものとする。

- 5 額は、 の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二条第 の積立金として整理しなければならない。 の平成十年四月 政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金 第 項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、 第二十七条第一項に規定する特別の勘定において、 日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上 項の規定によ 同条第二項 事業団
- 6 項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記につ 政令で定める。

第三条 削除

第四条 (権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置) 公団が附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記

するために受ける登記については、 権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人と 登録免許税を課さない。

当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若 課することができない。 しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を 公団が附則第二条第一項の規定により権利を承継する場合における

3 を課することができない。 を経過しているものに対しては 日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得し 百九十九条第 する土地のうち、 公団が附則第二条第一項の規定により承継し、 項の規定により申告納付す 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二 土地に対して課する特別土地保有税 き日の かつ、 属する年の 一十六号) た日以後十年 引き続き保有 第五 月

(存続組合の代表者)

(新設)

、機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 及び第二項に規定する業務のほか、 機構は、 機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一 次の業務を行うことができる。 項

図るため、 き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を 平成二十四年三月三十一日までの間、 (以下この条において「特別債券」という。) を発行すること。 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引 その利子に係る収入による

特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

充てるための資金を無利子で貸し付けること。 び四国旅客鉄道株式会社に対し、 平成二十四年三月三十一日までの間、 特別債券の引受けに要する資金に 北海道旅客鉄道株式会社及

2 の認可を受けなければならない。 機構は、 前項に規定する業務を行おうとするときは、 国土交通大臣

3 他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。 特別債券の償還期間は二十年とし、 その利率は市場金利の 動向その

4 準用する。 機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、 特別債券について

5 還は一括償還の方法によるものとする。 第一 項第三号の規定による貸付金の償還期間は二十年とし、 その償

7 6 かかわらず、 国土交通大臣は、 第 項に規定する業務に関する経理は、 特例業務勘定において行うものとする。 次に掲げる場合には、 財務大臣に協議しなければ 第二十七条第 項の規定に

第二項の規定による認可をしようとするとき。

第三項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。

第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可

をしようとするとき。

8 この法律又は債務等処理法」と、 号の業務」 関する法律 れらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に 法第十九条第一 第 「第十二条及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。 項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、 。 以 下 項第一号中 機構法第三十二条第一号中 「債務等処理法」という。 「これらに附帯する業務」 同条第二号中 「この法律」とあるのは 附則第四条第 「第十二条」とあるの とあるのは 項第二 機構

貸付け及び助成金の交付の業務)(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子)

第五条 備又は車両をいう。 第九十二号) 会社に対し、 関する法律 規定する業務のほか、 の無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。 経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるため に規定する業務並びに第十三条第 機構は、 (昭和六十一年法律第八十八号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、 老朽化した鉄道施設等 平成三十三年三月三十 以下この項において同じ。 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 項及び第二項並びに前条第 (鉄道事業法 一日までの間 第 の更新その他会社 条第三項に規定する (昭和六十一年法律 機構法第十二条 項に

の認可を受けなければならない。 といっときは、国土交通大臣 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣

4 国土交通大五は、第二頃の規定による認可をしようとするときは、かかわらず、特例業務勘定において行うものとする。 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定に

財務大臣に協議しなければならない。 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、

れらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「こま)第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構

新設)

律又は債務等処理法」 務 関する法律 十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。 と 機構法第三十二条第一号中 (以下「債務等処理法」という。 と 同条第二号中 「この法律」とあるの 「第十二条」 附則第五条第 とあるのは は 「この法 一項の業

(区分経理の特例)

第六条 条第 規定による積立金の ができる。 する建設勘定をいう。 た金額を、 務の運営に支障のない る利子の支払に要する費用に充てるため、 の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係 る事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設 規定にかかわらず、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務に関す 特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四 項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第 機構は、 特例業務勘定から建設勘定(機構法第十七条第二項に規定 機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の 額に相当する金額のうち、 以下この条において同じ。 範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受け 平成二十三事業年度におい 特例業務勘定に係る業)に繰り入れること 項の

前項の規定により特例業務勘定から建設勘定に繰り入れた金額は、

2

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定する。 する。 特例業務勘定における同項の積立金の額から減額して整理するものと

にかかわらず

機構法附則第十

条第

項第一

号に掲げる業務に必要

例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。
支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特係るものに限る。)に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用にす。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による承認をしようとする

(新設)

ときは、 財務大臣に協議しなければならない。

5 道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。 第 二条第 項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、 号 中 「この法律」 とあるのは、 「この法律又は日本国有鉄 機構法第三

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第七条 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第六条 (略)

第七条 (日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置) 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団

第 |項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

法第三条の規定により置かれている事務所については、

公団法第三条

2 条第四項の規定により認可を受けたものとみなす。 一十六条第四項の 附則第二条第 項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第 規定により認可を受けて行っている業務は、 第十三

3 一十七条第一 附則第二条第一 項の規定により認可を受けている投資は 項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第 第二十一条第

項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 条の規定により認可を受けたものとみなす。 一十八条の規定により認可を受けて定められている基準は 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第 第二十二

5 (略)

6 (略)

(政令への委任)

第九条

前条に定めるもののほか、

(政令への委任)

置は、

政令で定める。

第八条

(略)

2

(略)

この法律の施行に関し必要な経過措 第八条 し必要な経過措置は、 第二十二条及び第二十六条に定めるもののほか、 附則第三条及び第四条、 政令で定める。 前条並びに附則第十二条、 この法律の施行に関 第十五条、

(削除)

第九条

第十七条第

項中

ノ処分」

を

を

「収入金並ニ」

「ニ係ル

配当金」

を

「及出資持分ニ係ル配

「収入金

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

国債整理基金特別会計法の

一部を次のように改正する。 「及出資持分ノ処分」に、

当金」

に改め

同条第二項中

「ノ管理」を

「及出資持分ノ管理」

に改

条を加える。

第十七条

同条を第十八条とし

平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成一

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために

第十六条の次に次の

年法律第四十五号)第二条第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタ ル帝都高速度交通営団ニ対スル持分(以下出資持分ト称ス)ハ国債

(削除)

(北海道開発法の 部改正)

国債整理基金特別会計ニ所属替ヲ為スモノトス

ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為**一**

般会計ヨリ無償ニテ

第十条 ように改正する。 北海道開発法 (昭和二十五年法律第百二十六号) 0) 部を次の

業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。 第十条第一項第二号中 雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事

(地方税法の一部改正)

(削除)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中 日本国有鉄道清算事業団」 を削

処理に関する法律 者である家屋の新築にあ 号の業務に基づき締結されるものに限る。)」 建設公団」 第七十三条の四第一項第一号の二を削る。 第七十三 一条の二 に改め、 一第 (平成十年法律第百三十六号) 第十三条第一項第三 項中 請負契約」 いつては、 月 本国有鉄道清算事業団」 の 下 に 日本国有鉄道清算事業団の債務等の (日本鉄道建 を加える。 設公団が注文 を 日 上本鉄道

- 10 -

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

| 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処元十四 | 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処元

施設の 道清算事業団法 務等処理法」という。 鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 三条第一 清算事業団」 清算事業団法」 \mathcal{O} 項の規定により日本鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道 (昭和六十一年法律第九十号)附則第十三条第一 第三百 日 本国有鉄道清算事業団 譲渡を受けた者が」に改める。 項各号」 に 四十九条の三第二十三項中 を という。 同項各号」 (昭和六十一年法律第九十号。 債務等処理法附則 「者が」を「者又は債務等処理法第二十四条第 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄 を 附則第十三条第 以下 「旧日本国 第一 旧 「又は日本国有鉄道 日 一条第 有鉄道清算事業団 本国有鉄道清算事業団 項 (以下本項において 項 以下 項」を に、 の規定による解散前 旧 日 日本国有鉄道 !清算事業団法 法 本国有鉄道 附則第十 日本国有 لح

道建設公団」 項の規定により日本国有鉄道清算事業団」を 十七条第 条第 設公団が日本国有鉄 旧 [の債務等の処理に関する法律第二十四条第一 附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第 一条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、 」に改める。 日 本国有鉄道清算事業団 日 項第一 本国有鉄道 項」 に改め、 号」 を 旧 |清算事業団から同 道 日 同条第五項中 清算事業団の 本国有鉄道清算事業団 日 本国有鉄 から旧日 「日本国有鉄道清算事業団法第一 本国 法第 債 道 務等の処理に関する法律附則 清算事業団 有鉄道清算事業団 一十六条第 「日本国有鉄道清算事業 弘第二 項の規定により日本鉄 -七条第 項 第 日 法第二十 一号」を [本鉄道 項

(削除

する法律第十三条第一項第三号」に改める。
「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「半団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「附則第十一条第十一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を

が 行 若しくは」に改める。 取得した家屋若しくは償却資産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設 応するものとして取得した家屋又は」を 務に基づき、 事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業 会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が同法の施行の日から平成十 公団が行う同法第十三条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客 る法律の施行の日の前日までの間に当該旧資産に対応するものとして 六十三年四月 六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対 に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が昭和 附則第十五条の三第二項中 「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、 月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋 つた旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第 当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が昭和 日から日本国有鉄道清算事業団 「日本国有鉄道清算事業団が 「旧日本国有鉄道清算事業団 0 債務等の処理に関す 日本国有鉄道清算 項第三号の業務 所 有する」

算事業団 を に関する法律第十三条第一項第三号」 を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」 附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する 日 本鉄道建設公団が行う日 が行う日本国有鉄道清算事業団法第二 本国有鉄道清算事業団 に改める。 に、 一十六条第 日本国 0 債務等の処理 項第三号」 有鉄道清

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

三十四号、第三百四十九条の三第二十三項及び附則第十五条の三第二第十二条前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第

(削除)

(削除)

| いては、なお従前の例による。 | について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税につ| 項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条第二項中「、日本国有鉄道清算事業団」を削る。の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

のように改正する。第十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次

五号とする。 項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第第二号を引り、同項第二号を同項第四号とし、同項第六号を同項第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同

表の第 場合その 託の信託財産に属する」に改める。 同条第四項中 資信託の信託財産に属する」 各号の下欄に掲げる」を「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投 条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項におい の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた 有鉄道清算事業団特別債券」を「及び新株引受権付社債」に改め、 有鉄道清算事業団特別債券」を「又は新株引受権付社債」に改める。 て「公社債等」という。)で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該 第三十七条の十五第一項第一号中 第三十七条の十一 「当該特定株式投資信託の受益証券」 号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号 他の政令で定める場合を含む。 「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信 第四項第二号中 に改め、 新株引受権付社債及び日本国 新株引受権付社債又は日本国 (当該交換により取得した同 に 改め、 ŋ 同項の表を削り、 当該公社債等 同

益証 欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる 令で定める場合を含む。 公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政 産に属する」 定する特定株式投資信 託 に」を「当該株式に」に改め、 の受益証 第六十七条の五の見出 に掲げるものと当該各号 (以下この 券」 に改 8 改めめ 項において 託 同条第)」を削り、 し中 の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財 (当該交換により取得した同表の第一 「特定の公社債等」 公社債等」 の下 同項の表を削る。 項 中 -欄に掲げる」 「当該各号の下欄に掲げる株式 公社債又は という。 を を「特定株式投資信 証券投資信 第 で次の表の各号 の二に規 号の下 託 の受

解散 る法律 団 算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、 人」を加え、 事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一 鉄道清算事業団」という。 道 道 て行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法 本国, 設立した法人」 清算事業団法」 建 第七十一条の二の見出し中 を 前 設公団」 [有鉄道清算事業団 の日本国有鉄道清算事業団 「を日本鉄道建設公団」 (平成十年法律第百三十六号) に改め 「日本国有鉄道清算事業団から」を を の 下 に 日 同 法 条中 本国有鉄道清算事業団 「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算 (昭和六十一年法律第九十号)」に改め、 が同法附則第六条の規定による廃止前 「日本国 「日本国有鉄道清算事業団 に改める。 (以下この条にお 附 [有鉄道清算事業団」を「日本鉄 則第二条第 「を日本国有鉄道清算事業 の債務等 項第二号の業務とし いて 旧日本国有鉄道清 項 Ò の規定による が 旧日 処理に関す 日 本国 本国有 |有鉄

る ため 清算事業団 が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」 第 0 附 に改 則第二条第 + -四条の め を 法 日 同 条第 本鉄道 見出し中 を 「 日 項 本国 項中 の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団 建 設公団が日 日 有鉄道清算事業団 日日 本国有鉄道 本国有鉄 本国 道 有 清算事業団 清算事業団 鉄道清算事 の債務等の 0 業 債務の償還等の が 処理に関する 日 団 本国 から 百有鉄道 承継す

事業団 国有 て行う土 改め、 地 項を加える。 を加 に改め、 道清算事業団から当該土地」 0 債務等のは え、 地 法人」 0 処 分の 平 同条第二項を同条第三項とし 成三 処 0) 公正 理に関する法律第十三条第 下に「又は日本鉄道 年四 カ 月 つ適切な実施 日 を を 日 同 を確保するために設立 建設公団が日 本鉄道建設公団から 法 の施行の 同条第 項 第一 Ē 本国有 一項の次に次 一号の業務とし 鉄道清算 同号の 一した法 日本

事業法第七条第 公団から」に改め、 1条第一 項を加える。 本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日」に 建設公団」 省 \mathcal{O} する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人に対し無 「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一 八十四条の三の見出し中 日 交換により 第 で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供され 令で定めるところにより同法の施行 いる建物と日本鉄道建設公団の有する建物との交換が同法第十三 日本鉄道建設公団 までの間に登記を受けるものに限 項」 項第三号の 、取得した建物の 項に規定する」を削り、 税率の軽減」 日本国有鉄道清算事業団から」を 規定により行われ 同条を同条第二項とし、 が日 本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関 「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄 所有権の移転 を「免税等」に改め、 た場合には ŋ 0 日 「平成十年四月一日」を 同条に第 の登記につ 登録免許税を課さない。 から平成 項」 を |該承継 「日本鉄道建設 項として次 应 同条中 ては、 同法第二十 年三月三十 法人がそ 「鉄道 大蔵

所有権、 者 5 の事業の用に供されているものを除く。 道 鉄道事業法第七 関する法律第二 .償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設 事業者」 地上権又は賃借権の保存、 という。 条第 匝 条第 項に規定する鉄道事業者 が 日 項 本国 の規定 移転又は設定の登記については 有 鉄道 定により 清算事業 に係る土地又は建物の 白 (既に当該鉄道事業 (次項にお 鉄 団 道 0 建 債務等の処 是設公団、 いて カコ

(削除

大蔵省令で定めるところにより同法の施行の日から平成十五年三 日までの 間に登記を受けるものに限り、 登録免許税を課さ

る ため 号」を「同法第十三条第一項第二号」に改め、 道建設公団が、 の施行の日」 に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄 第九十 に改め、 Ó を 兀 |条の に、 日本鉄道 同 **哈条第一** 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 見 出 ·日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第1 し中 項中 建設 日日 公団が日本国有鉄道清算事業団から承継す 「日本国有鉄道清算事業団が 本国有鉄道清算事業団 同条第二項を削る。 0 債 務 新幹線鉄道 の償還等の

税特別措置法の一 部改正に伴う経過措置)

租

第十五条 行日 税については、 前条の規定による改正前の租税特別措置法 権の移転の登記又は地上 記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許 した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登 |税特別措置法」という。) 第八十四条第一項に規定する法人が取得 保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、 て 以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地 「新租税特別措置法」 前条の規定による改正後の なお従前の例による。 権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権 と いう。 租税特別措置法 第八十四条第 (以下この条において 、以下この条にお 項 0 対規定は、 施行日前に の所有 旧

2 施行 取 地又は建物の 項に規定する鉄道事業者が取得する同 登記に係る登録免許税については 得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転 日 租税特別措置法第八十四条の三第二項 前 に旧租税特別措置法第八 所有権の移転の登記に係る登録免許税に 十四条の三に規定する鉄道事業者が なお従前の例による。 頭に規定する鉄 の規定は 道 施行日以後に同 施設に係る土 適用し、

3

新租税特別措置法第九十四条の規定は、

施行日以後に公団が行う同

(削除)

(削除)

(削除)

第十七条 改正する。 別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。 所得税法 (昭和四十年法律第三十三号)

(法人税法の一部改正)

第十八条 改正する。 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) の一部を次のように

別表第一第 一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の 部改正)

(削除

第十九条 に改正する。 別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) 0) 部を次のよう

株式の譲渡に係る有価証券取引税については、 日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する 条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、 なお従前の例による。 施行

(日本鉄道建設公団 当法の一 部改正)

第十六条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第四十一条及び第四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。 第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。

第四十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

九十号)」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 (平成十年法律第百三十六号) 附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法 附則第六条の規定による廃止前の日本 (昭和六十一年法律第

(所得税法の一 部改正)

の一部を次のように

第十条 (略) (削除) (削除)

(登録免許税法の一部改正)

| ように改正する。 | 第二十条 | 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次の

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第二十一条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の

部を次のように改正する。

し、第五号を第四号とする。第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度

まうに改正する。 十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次の第二十三条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六

)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道

(日本国有鉄道改革法の一部改正)

第二十四条 (略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第十一条(略)(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十五条 (略)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置)

税については、なお従前の例による。有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許施行日前に取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所第二十六条。改正前施行法第二十七条第十三項に規定する鉄道事業者が

いては、なお従前の例による。施行日前に取得した建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税につ産継法人が改正前施行法第二十七条第十四項に規定する交換により

2

(消費税法の一部改正)

第二十七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第三第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部改正)

第二十八条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部を

次のように改正する。

附則第四条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正」(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年

のように改正する。
平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次第二十九条 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために

第三条第一項中「適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一

(削除)

(削除)

(削除)

(労働省設置法の一部改正)

第三十二条 次のように改正する。 労働省設置法 (昭和二十四年法律第百六十二号) の一部を

事業団」 第四条第三号中 を 「及び短時間労働援助センター」に改める。 短時間労働援助センター及び日本国 有鉄道清算

(建設省設置法の 部改正)

(削除)

のように改正する。 第三条第五十八号中「、 建設省設置法 (昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次 日本国有鉄道清算事業団」を削る。

適用しない」を「適用する」に改め、 年法律第九十号) 第四十条(第五項及び第六項を除く。 同条第二項を削る。 の規定は、

(運輸施設整備事業団 法の 部改正)

第三 次のように改正する。 一十条 運輸施設整備事業団法 (平成九年法律第八十三号) 0) 部を

業団」を「又は本州四国連絡橋公団」に改める。 第十三条第二号中 本州四国連絡橋公団又は日本国有鉄道清算事

有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 十六号)の施行後においては、 附則第七条第五項中「日本国有鉄道清算事業団」 日本鉄道建設公団)」を加える。 (平成十年法律第百三 の下に「(日本国

附則第十条第四項を削る。

(運輸省設置法の一 部改正)

第三十 条 運輸省設置法 (昭和二十四年法律第百五十七号)

次のように改正する。 第三条の二第一項第百六十五号中 日本国有鉄道清算事業団」を

0

部を

	Γ
	L
- 21 -	

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(削除)	(削除)	(削除)	世界の引受け) 「特別債券の引受け」 「特別債券の引受け」 「特別債券の引受け」 「特別債券の引受け」 「以下単に「特別債券」という。)を引き受けるものとする。 「以下単に「特別債券」という。)を引き受けるものとする。 「以下単に「特別債券」という。)を引き受けるものとする。 「然る経理については、国土交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。 「経理と区分して整理しなければならない。 「経理と区分して整理しなければならない。」 「特別債券については、選出交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。	
海道旅客会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。)の成立昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、会社(北第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律((社債に係る債務保証に関する暫定措置)	なく」とする。	第十四条 削除	明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	

(削除

行する社債に係る債務について、保証契約をすることができる。後五年間を限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発

- 還額に相当する額を超えることができない。 は、改革法第二十二条の規定により当該会社が承継する鉄道債券に係 証契約をする場合には、各年度においてする保証契約に係る社債の額 証契約をする場合には、各年度においてする保証契約に係る社債の額

(資金運用部資金等による社債の引受けに関する暫定措置)

2 第十七条 律第百号。 保証債」 当該社債に係る会社の債務に (資金法第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。 をもつて引受けを行うことができる。 同項第七号に規定する債券に該当するものとして資金運用部資金 という。 会社の発行する社債であ 以下 「資金法」という。 については、 ついて保証契約をしたもの つて前り 資金運用部資金法 第七条第 条第 項の 項の規定にかかわら 規定により (昭和) (以下 以下同じ。 一十六年法)政府が |政府

- (昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、当該政府保証項の規定により政府保証債に運用される積立金に係る資金運用部資金第一項の規定により政府保証債に運用される積立金に係る資金運用部資金第一項の規定により政府保証債に運用される資金運用部資金又は前

関し必要な事項は、政令で定める。第十八条が則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に(政令への委任)

$\begin{array}{c} & 4 & 2 \\ \hline & - & + & 0 & 5 \\ \end{array}$	第 2 第 十 () ・ さ 行 八 第 五 六 () 七 区 3 れ () 十 四 項 条 資 た 以 五 項 の 本
・3 (略) ・3 (略) ・4 (本) ・3 (本) ・3 (本) ・4 (本) ・4 (本) ・4 (本) ・5 (本) ・6 (本) ・6 (本) ・6 (本) ・7 (本) ・8 (本) ・9 (本) ・9 (本) ・9 (本) ・9 (本) ・9 (本) ・1 (本) ・1 (本) ・1 (本) ・1 (本) ・1 (本) ・2 (本) ・3 (本) ・3 (本) ・4 (本) ・4 (本) ・4 (本) ・4 (本) ・5 (本) ・6 (本) ・6 (本) ・6 (本) ・6 (本) ・7 (本) ・8 (本) ・8 (本) ・8 (本) ・9 (改正案 (資本金) (日日本政策投資銀行」という。)から出資があったものとされた金額の合計額とする。 (区分経理等) (区分経理等) (区分経理等)
2・3 (略)	現 行 (資本金) 第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額並びに同条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額が近に同条では、以下「旧日本政策投資銀行」という。)から出資があったものとされた金額の合計額とする。 (区分経理等) (区分経理等)

還金及び に基づく寄託金を含む。)返還: 額の合計 <u></u>の 額 返還があったときは、 当該繰入金 償

で定める費用の支払を含む。 び 該 定めるところにより算定した額 十年法律第百三十六号。 |びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 |務の償還等」という。) の確実かつ円滑な実施に要する費用の額 当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その 債務に係る利子の支払 当該事業年度における旧 輸施設整備事業団 附則第三条第一 に附則 という。 第三 条第十一項の規定により繰り入れる額として政令で に基づいて機構が行う業務の 項の規定により機構が承継した債務の償還 (以 下 附則第十一 (これらに係る借入れに係る債務の償 事業団法附 「事業団」という。 第十九条第一項第二号において 条第一 則 第七条第 二項におい 確実かつ円 が承継し、 て 項 \hat{O} 「債務等 滑な実施 規定により さらに 及び当 他 「特定 (平成 政令 還 処 理 \mathcal{O} 及

5 6 略

利益及び損失の処 定理の 特例

2 5 7 第十八条 期 額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、 整理を行った後、 後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による 間 定において、 十 を受けた中期計 目 間 (以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。 標の期間 項 に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。 おける第十二条に規定する業務 変更後 略 機構は、 の次の 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目 のも 同条第一項の規定による積立金があるときは、 前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘 画 中期 \mathcal{O} (同 0 項 目 後段の規定による変更の認可を受けたとき 定めるところにより、 標の期間に係る通則法第三十条第一項の認 (前条第三 当該次 項 及び附則第三条 の 中 期) の 最 当該中 1標の期 目 その 標 第 \mathcal{O}

> 償還金及び返還金の 定に基づく寄託金を含む。 額の合計) の 額 返 「還があったときは、 当 該 繰 入 金

該 な実施のために 十年法律第百三十六号) 並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 債務の償還等」という。)の確実かつ円滑な実施に要する費用の で定める費用の支払を含む。 び 運輸施設整備事業団 て政令で定めるところにより算定した額 当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その 債務に係る利子の支払 当該事業年度における旧事業団 附則第三条第一 附則 項の規定により機構が承継した債務の償還 第三条第十三項 (以 下 に基づいて機構が行 (これらに係る借入れに係る債務の償還 「事業団」という。 第十九条第一項第二号において 法 の規定により繰り入れる額とし 附 崱 第七条第 ごう業務) が 承 項 の 確実か 総し、 \mathcal{O} 規定により さらに つ円滑 及び当 他 「 特· 平成 政令 額 定 及

6 略

5

利益及び損失の

処

理

の特例

第十八条 2 5 7 間 \pm 可を受けた中期計画 期 額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、 整理を行った後、 後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による 期 定において、 間に (目標の期間の次の中期 (以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。 |項に規定する繰入れを含む。 その変更後の おける第十二条に規定する業務 機構 略 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目 は、 ŧ 同条第一項の規定による積立金があるときは、 前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘 0 (同 の定めるところにより 目 項後段の規定による変更の認可を受けたとき 標の期間に係る通則法第三十条第一)の財源に充てることができる。 (前 条第 項 当 ⋾該次 及び 附則第一 の中 期目 項の認 当該中 標の その 0) 期 最

附則

(日本鉄道建設公団の解散等)

2 · 3 (略)

4

その る改正 において同じ。)を除いたものは、 がある場合には、 公団の資本金に相当する金額 を差し引いた額のうち、 以下この項及び次項において 団の資本金に相当する金額は、 て整理するものとし、 を除く。 旧 承 債務等処理法 前 継 項 の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 0 の規定により機 際、 から負債の金額 機構が承継する資産の価額 当該資産の価額に相当する金額を除く。 」という。 第一項の規定による公団の解散の時における公 第一 構が公団 項の規定による公団 (第二項の規定により国が承継する資産 「旧特例業務勘定」という。 (旧特例業務勘定に係るものを除く。 政府から機構に対し出資されたも 第二十七条第一 の権利及び義務を承継したときは、 建設勘定において資本剰余金とし (附則第十六条の規定によ 項に規定する勘定 の解散の時における 以下この項)に係るも のと 以 6

その 金額 るものとする。 業務勘定」 道 第一 承 清算事業団 、 う。 項の規定により機構が 継 0 引い という。 第二十七条第一 公団の た額 の債務等の は 旧)に属する積立金又は繰越欠損金として整理す 特例 附 処理 則 項に規定する勘定 · 公団 業務勘定に属する資産 第十六条の規定による改正後の日 に関する法律 の権利及び義務を承継したときは、 (以 下 (次条において \mathcal{O} 新 価 新債務等処理法 止後の日本国有 [額から負債 新特 \mathcal{O}

5

7

する。

附則

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 (略)

2 · 3 (略)

5

公団

0

解散

日

0

前

日

を含む事業年度に係る決算並び

財

産

目

録、

なお従前の例による。

(借対照表及び損益計算書については、

4 寸 0 解 散 0 日 0 前 日 を含む事業年 度 は その 日に 終わるも 0 す

する。 る改正 て整理するものとし、 において同じ。) がある場合には、 を差し引いた額のうち、 その承継の際、 団の資本金に相当する金額は、 公団の資本金に相当する金額 \mathcal{O} 以下この項及び次項において 下 を除く。 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、 「旧債務等処理法」という。 前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 から負債の金額 機構が承継する資産の価額 を除いたものは、 当該資産の価額に相当する金額を除く。 第一項の規定による公団の解散の時に 第一 項の規定による公団の解散の時における (第二項の規定により国が承継する資産 「旧特例業務勘定」という。 (旧特例業務勘定に係るものを除く。 政府から機構に対 第二十七条第一 建設勘定において資本剰余金とし (附則第十 項に規定する勘定(し出資され 八条の規定によ 以下この項)に係るも たも おける公 あと

例 その承継 るものとする。 鉄 という。 一額を差し引いた額 第一 業務勘定」という。 道清算事業団の債務等の処理に関する法律 項 の際、 の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは 第二十七条第一 公団 私は、 $\overline{\mathcal{O}}$)に属する積立金又は繰越欠損金として整理す 旧 附則第十八条の規定による改正 特例業務勘定に属する資産の 項に規定する勘定 (以 下 (次条におい 新 価 債務等. 後 額 の日 から て **5処理法** 本国 負債 新 有

6 7

略

第三条 (事業 団 (略) 0 解 散等)

2

3

略

4

6

5

業団

0

解散の

日

0

前

日を含む事業年度に係る決算並

びに

財 産

目

録

業団 ŋ げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定によ 団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものと 条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業 附 る金額があるときは当該金額を控除した金額とする。 た金額とし、 て拠出されたものとされた金額 [則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。 積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算 その承 第 「法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。 部を改正する法律 項 の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは の際、 同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されて 機構が承継する資産の (平成十二年法律第四十七号。 (旧事業団法第二十八条第三号に掲 価額 (運輸施設整備事業団法 以下この条及び)並びに旧事 附則第三

資さ

たものとする。

この場合におい

て、

政

府及び旧日本政策投資

引いた額

は、 同

政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出 . 号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。

カゝ

ら負債の金額

る場合には、

当該資産の価額に相当する金額を除く。)及び旧日本政

(第二項の規定により国が承継する資産

する政

府

からの出資額

からそれぞ

れ機構に

対し出資されたものとされた金額は、

事業

があ 団 銀 に

る場合には、

当該資産の価額に相当する金額を除く。)及び旧日本政

8 9 略

10 ては、 第 政令で定める。 項 の規定により 公団 が解散した場合に おける解散の登記 に 0

事 業 寸 [の解: 散等)

第一 略

2 3 略

4 する。 事業団 の解散の 日 . (T) 前日を含む事業年度は、 その 日に終わるも のと

資さ 業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。 ŋ げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定によ いる金額があるときは当該金額を控除した金額とする。 して拠出されたものとされた金額 団に旧事業団法第二十四条の三第 条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業 附 \mathcal{O} する政府からの出資額 を差し引いた額 から負債の金額 た金額とし、 積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算 [則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。) その承継の際、 貸借 からそれぞれ機構に れたものとする。 部を改正する法律 項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは 対 照 ※表及び 同条第二項の規定により繰越欠損金として整理され は、 機構が承継する資産の価額 揁 (同号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。 益計算書については、 この場合におい 対し出資されたものとされた金額は 政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出 (平成十二年法律第四十七号。 (第二項の規定により国が承継する資産があ 一項の信用基金に充てるべきもの (旧事業団法第二十八条第三号に掲 政 なお従前の 府及び旧日 (運輸施設整備事業団法 以下この条及び 例による。 1本政) 並 事業 以策投資! 附則第三 一びに旧事 寸

されたもの 策投資銀 係る勘定に係るもの 行 とされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に からの出資額 項 の信用基金に充てるべきものとして出資されたも は、 政府及び旧日 の割合に応じて按分した金額とし、 本政策投資銀行から 機構に対 当 該 のと 出 L 資

5 条第 当する金額を除く。 る金 成 0 旧 定に属する資産のうち 引い その 勘定において第十二条第二項に規定する業務 規 事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金 第一 「基金」 定により国が承継する資産がある場合には、 項 た額のうち、 項の 0 項に規定する積立金として整理するものとし、 項に規定する繰入れを含む。 承 は 規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当す 継 という。 政府から機構に対し出資されたものとする。 0) 規 定に 際 旧 より)に対し出資された金額に相当する金額 旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府 :事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘 以下この項において同じ。 機構が承継する資産の価額から負債の金額を差 機 構 が 事 業団 の権利及び義務を承継したときは の財源に係る積立金又は第十八 (第十七条第三項及び を除いたものは、 当該資産の 旧基金法第五条 価 (第) 額に から 二項 以 助 相 7

7

8 定に属さ と当 ょ 寸 価 る 委員 ŋ 勘 第四項 党に属する資産について第六項におい 玉 がする が が 承 定 評 の規定により旧 0 継 時 価 の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定におい した場合において、 する資産があ 属する負 おけ 金額 . る当 を超 債 該 0 事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係 る場合には、 勘定に属する資本金 金 えないときは、 額との差額及び第一 当該評 当該資産 価 当 され て準用する前々 該 評価 た資産 \mathcal{O} 項 額 0) 価 にされ の規定に (第 額に相当する金 \mathcal{O} た資 価 条第六項 垣 額 による事業 が当該対 産 規 0 定に 価 \mathcal{O} 勘 評 額

> 資され に係る勘定に係るもの とする。 し第十六条第 投資銀 たものとされた金額のうち第十七条第一 行 からの 項の信用基金に充てるべきものとして出資されたも 出 資額 は、 の割合に応じてあん分した金額とし、 政府及び旧日 本政策投資銀 項第三号に掲げる業務 行 から機構に 当 該 対 出

る金額 条第一 第 第十三項に規定する繰入れを含む。 成 当する金額を除く。 下 \mathcal{O} 旧 定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を 第一 (勘定において第十二条第二項に規定する業務 事業団法附則第七条第一項の規定による解散前 引いた額のうち、 その承継 規定により国が承継する資産がある場合には、 「基金」という。 項の規定に基づ は 項に規定する積立金として整理するものとし、 項 の規定に 政府から機構に対し出資されたものとする 0) 際、 により 旧)に対し出資された金額に相当する金額 旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府 いて政府から基金に対し出資された金 以下この項において同じ。 事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係 機 構 が事業団の の財源に係る積立 権利 及び義務を承継したとき (第十七条第三項及び を除いたもの 当該資産 0) 鉄 道 旧 基金法第 金又は第 整備基金 額に相当 0 価 は 額 第 十八 から る勘 五 に 以 助 項 相

する。 前条第八項及び第九項の規定は、前二項の資産の価額について準用

9

略

10 額を除 と当該 ょ 寸 る勘定に属する資産について第八項におい 定に属する負 価 ŋ !委員が評価した場合において、 0 第六項の規定により旧 国 解 が承 散 勘 定 継する資産 時 に属する負 の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定にお 債の おける当 金額 がある場合には 債 を超えないときは、 該勘定に属する資本金 の金額との差額及び 事業団法第二十八条第二号に掲 当該 評 当該 価 当該 され て準用する 資産 第 た資産 評価され 額 項 0 価 0) (第 額に相 規 前 0 定に 条第 げる業 た資 価 項 額 当するな による事 が当 八項 産 務に 0 定に 価 該 \mathcal{O} 業 勘 額 評

三号」 読み替えるものとする。 とあるのは は できる。 て計上されていたものとして第四項及び前項の規定を適用することが 「第二十八条第二号及び第三号」と、 とあるのは「それぞれ、 この場合において、 「第二十八条第二号及び第三号」と、 第四項中 第十七条第一項第二号及び第三号」と 「第二十八条第三号」とあるの 前項中 「第二十八条第三号」 「第十七条第一項第

9 11 (略

充てることができないものとする。規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費にの運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。)第四条 第十六条第一項の信用基金(前条第四項の規定により旧日本政策

機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 (略)

5 項において準用する同条第一項ただし書中 第二条第一 者の同法による保険料率については、 三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険 務 '引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者 É 前 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は の日 所のうち適用事業所 法附則第十八条第二項の規定を適用する。 から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。 項第八号に規定する法人とみなして、 は 0) 成立 「運輸施設整備事業団 0) 日 (厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に 0) 前日において船舶整備 機構を平成八年改正前 (以下この項において 「施行日の前日以前 この場合において、 平成八年厚生年金等 公団の事業所又は (施行日 の共済法 い の 前 の日 「事業 同 日 か 第

> 三号」とあるのは「それぞれ、 て計 とあるのは できる。 読み替えるものとする。 は 「第二十八条第二号及び第三号」と、 上されていたものとして第六項 この場合において、 「第二十八条第二号及び第三号」と、 第六項中 第十七条第一項第二号及び第三号」と 及び前で 「第二十八条第三号」とあるの 前 項中 項の規定を適用することが 「第二十八条第三号」 「第十七条第一項第

11 ~ 13 (略)

14

いては、政令で定める。第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記につ

第四 規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に \mathcal{O} 策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。 充てることができないものとする。 運用によって生じた利子は、 条 第十六条第一項 の信用基金 第十二条第一 (前条第六項の規定により旧 項第十号及び第十 -一 号 に 日 本 政

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用

第七条 (略)

事務所のうち適用事業所 団」という。)」とあるの 以 ら引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者 項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の 改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。 者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前 三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保 第二条第一 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第 前の日から引き続き当該事業所又は事 項第八号に規定する法人とみなして、 は、 0) 成立 「運輸施設整備事業団 0) 日 (厚生年金保険法第六条第 0 前日において船舶整備 ·務所に使用される者に限る。 (以下この この場合において、 平成八年厚生年金等 頃に 公団の事業 一項又は第三項に 前日以前 (施行 において 項又は 日 の共済法 糸所 又は この前日 の日 「事業 同 険 か

う事 たも 設整 あっ って 立. 日 n 成 は 6 輸 あ £ 務 立 による被保険者 寸 で 使 \mathcal{O} 険 お 日 所 めるもの 事 項 第十 0) 用 被 0) 定 て 施 \mathcal{O} 所 \mathcal{O} あ か 使 Ŏ, の業 た者 ごるも 用さ する 業 を ž 務 設 0 日 事 保 5 て 日 うち 業所 機 構 所 六号まで 事 整 除 0) 険 保 所 0 れ 然務又は 業団 機 備支援 に で 0 る 適 又 律 構 前 O者 険 立 れ 適 前 法 日に 又は は 日 構 使 あ 適用事業所であ 成 同 用 用 第 者 構 行 る 日 用さ 機 法 機 事 事 \mathcal{O} 0 <u>1</u> 法 \mathcal{O} 政 百 事 百 本 て事 のうち 機構 事務 資格 と 業所であ 0 という。 お の日におい 業 険 務 玉 成 同 を 構 による被 構 法 法 お 平 業務 れるに いて船 による 法 + 有鉄 <u>\f\</u> \mathcal{O} 所 法 所 \mathcal{O} 業団 、 う。 · う。 附 成 を 鉄 六 事 を 保 に を \mathcal{O} 法 所の 成 て よる 号 崱 (若しくはこれらに附帯する業務若) 九 業 有 日 険 道 日 事 い <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 道 伞 r するも るも 清算 うち の成 う。 0 第 年 至った日におい 業 舶 以 保 所 被 本 者 \mathcal{O} 建 第二十 こであ 附則 るも 整備 、て機構 被 前 +法 成 寸 下この項において同じ。 日 険 \mathcal{O} 設 保 鉄 又 日にお 十四四 は 0) 道 事 兀 律 立. 適 \mathcal{O} 者 成 険 以 保 の事業所又は 会であ に使 るも 業団 条第一 のに使 事務 下この 前日におい 運 建 険 \mathcal{O} 第八十三号)第二十 第 \mathcal{O} 公団又は 用事業所であ を \mathcal{O} 立 うち 者で 十四四 日におい いう。 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 設 \mathcal{O} 輸 被保険 条第 うち 川され 公団 法 所の \mathcal{O} 日 施 \mathcal{O} 11 関され あっ 債 て日 項 設 条の 律 0 項 及 適 \mathcal{O} 鉄道 うち て独 た者 用 務 0 第 整 び 以 機 前 に 又 下この 本鉄道建設公団の事業所又業務に従事することとされ て事 る同 た者 て事 項 等 規定による廃 百 事 者 構 は 機 事 日 備 お 整備 こであ 支援 であ に規 業 \mathcal{O} 八 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 務 る同法による被 るもの V 事 構 適 \mathcal{O} ま 業団 業団 、 て 同 十号。 で引 法による被保険 業 で 所 処 行 所 用 成 \mathcal{O} 理 政法 るもの って あ 項 4 被 定 \mathcal{O} 基 事業所で 立 機 で · 条 第 うち あ 金 に に \mathcal{O} き 構 \mathcal{O} 保 0 す に \mathcal{O} 0 であ におい Ź 関 被 使 被 日に 続 事 るも 以 事 険 \mathcal{O} 以 以用さ 業 機 特 下こ 鉄 保 事 保 き厚 業 者 する 止 適 めった者 事 で 例 項 前 道 用 険 業 険 て あ お 下 寸 構 \mathcal{O} 所 機 業 法 は 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 建 事 者 保 所 業 れ 者 同 る 11 生 あ 又 \mathcal{O} に \mathcal{O} にであ 文は 業 者 は 構 成 使 務 律 同 兀 運 項 設 険 寸 る ľ ŧ て 年 \mathcal{O} 成 る 事 を行 条第 新で 機 で 事 \mathcal{O} 立 用 号 輸 に 者 \mathcal{O} で 同 \mathcal{O} 金 項 立 t 伞 さ お運 る 成あ 法 業 構 に 務 成の か 施 で 事 に 保 \mathcal{O} \mathcal{O}

たも 設整 あるも う事 あっ 成 三項の業 輸 務 に 寸 で 所 77 日 れ は ら第十六号までの ŧ <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 使 \mathcal{O} 険 お 日 0 て よる被保険者を に 事 施 0) 所 0 0 あ 用 被 0 使 定 0) \mathcal{O} る て カゝ がのうち 0, を除 た者 でする 年 務 備 設 日 機 事 るも さ 5 用 う 厚 業 保 被 て 日 お のに 業所 É 所 法 事 機 整備支援機構 0 構 険 さ 生 所 れ 保 独 1 業団法 発又は にであ る同 又 機 構 前 0 \mathcal{O} 険 立 れ 適 適 律 者 前 成立 適用 法 又は る同 用 は 第 日 構 使用されるに 日において船 者 構 行 用 日 金 (機 機 事 保 事 百 本 0 0 法 \mathcal{O} 政 事 て事業 とい 事業所であ による 業 業 という。 の日に 事 資 法に 務 0) お 険 玉 成 同 構 構 法 伞 うち 十 法 業務若しくはこれ 0 所 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> いう。 務 格 所 被 法 所 有 \mathcal{O} による被 -六号) 、 う。 鉄 附 成 法 であ \mathcal{O} 成 事 を 鉄 を 保 に を 7 所 がのうち よる]則第 おい 道 九 事 団 被 有 道 日 険 除 日 立 業 V 伞 るも 、 う。 業 以 清 \mathcal{O} 年 至 の成立の 舶 \mathcal{O} 保 所 するもの 建 本 者 て機構 下この 第二 附則 るも であ 算事 十四 法 整備 文は 0) 鉄 被 前 成 った日に 4 日 険 設 保 成立 日にお 適用事 0 十四四 の事 険 以 道 保 律 \mathcal{O} 者 業団 $\overline{+}$ 前日に 人者であ るも 条第 :第八 下この \mathcal{O} 第 \mathcal{O} を 事 運 建 険 公団又は べ者で 業所 うち 自に 使 E 項におい 務 十四四 いう。 設 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 0) 輸 被保険 うち 用 条 らに附帯する業務若しくは 十三号) 法 使 業所であ お 施 \mathcal{O} 11 所 日 公 \mathcal{O} 二項 だされ 文は 団 第 債 て日 条の V お 用 お 0 あ 律 0) 設 0 項 及 適 され 鉄道: うち た者 用 0 0 第 て V V 以 12 75 務 機 前 整 又 業務 て事 て事 下この た者 項 る同法による被保 は 等 本 規定による廃 百 独立行政 事 者 て同じ。 備 機 事 構 日 お 第二十 に規 る同 整備 適用事 支援 こであ るものに 事 構 業 \mathcal{O} 鉄 八 務 で ま V \mathcal{O} あるも 業団 十号。 ·業 団 業団 成立 で引 所 処 道 7 \mathcal{O} で に従事することとさ 所 法に 項 被 あ 理 基金 同 定 \mathcal{O} 機 建 0 で · 条 第 法 Ê て あ に 設 う 業 き 構 \mathcal{O} 0 保 0 す \mathcal{O} \mathcal{O} による おい 関 É 0 で 使 所 事 険 て るも る 以 被 $\overline{\mathcal{O}}$ 被 日 続 事 公 议 角さ 下こ する 団 鉄 あ 保 に き厚 業 業 者 機 特 止 適 保 事 で 事 いった者 項 例 道 用 険 被 険 て あ お で 所 構 \mathcal{O} 0 前 業 下 寸 業務 0 業 険 機 法 事 第 \mathcal{O} 事 者 保 所 れ 者 同 る 生 又 \mathcal{O} に 建 11 \mathcal{O} あ 文は は 業 同 項 設 業 団 る るも 者 構 成 使 兀 運 で 険 ŧ 7 年 \mathcal{O} 成 事 者で 事 \mathcal{O} 立. 用 を 所 条 号 輸 に 所 あ \mathcal{O} で 同 機 金 項 ₩. 0 平 業 又 第 運 る あ 法 成 \mathcal{O} カン 施 お で 事 成 構 保

務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とす三項の業務又は機構法附則第十一条第一項第二号から第四号までの業のに使用されるに至った日において機構法第十二条第一項若しくは第除く。)であって機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもった者であって機構の成立の日において機構の被保険者であるものを

3 (略)

る。

í E

(拠出金の返還)

- (略)

(業務の特例)

務を行うものとする。 第十二条に規定する業務のほか、次の業第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業

株式会社に対し、 道株式会社が支払う使用 線の全部 規定する営業主体がその全部又は 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は の区間の営業の 合であ 又は 政令で定めるところにより、 部の区間において新たに他 開始により当該 該 区間 料 が増加するときにお に係る鉄道線路 建設線に係る同 部を廃止した の者 助成金の交付を行う 鉄道 鉄 法第六条第 る日 道 日本貨物鉄道 |事業を開始 !事業に係る 物鉄

> る。 移若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とす 所の業務又は機構法附則第十一条第一項第一号から第三号までの業 のに使用されるに至った日において機構法第十二条第一項若しくは第 除く。)であって機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもった者であって機構の成立の日において機構の被保険者であるものを

3 (略

(略)

(拠出金の返還)

第八条 機構は、附則第三条第十一項の規定により拠出があったものとして返還することができる。

(略

(業務の特例)

務を行うものとする。 第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業

|二(略)

四~六 (略)

ものとする。 とのとする。 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行う

二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第務を行うこと。

。| 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと

項第

号及び第三

一号に規定する業務を行うこと。

一項に規定する業務を行うこと。 四 平成三十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第

2

3

。 一機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則 の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の 支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の 支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の でによる権利及び義務の承継に伴い必要となる業務のほか、旧基金法附則第 機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第

一 (略)

げる業務を行うこと。 第二十九条第一項第二号から第四号までに掲旧協会法」という。) 第二十九条第一項第二号から第四号までに掲盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三号。第九項において「四事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基

三~五 (略)

による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。と、大条第二項の規定により事業団が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支の規定により事業団が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧基金法附則第

4 • 5

略

- 定める事項を記載しなければならない。ては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で6 第一項の規定により機構が同項第三号の業務を開始する場合におい
- 受けた事業について行うものとする。 第一項第五号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を
- 令で定める。 第一項第五号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政

9

- 務」 りなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二 これに附帯する業務」とあるのは する業務に限る。 に充てるための助成金を交付する業務に限る。 法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業 同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団 あるのは 号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業 並びにこれらに附帯する業務」と、 及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、 なおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号 +務が行われる場合には、 十二条第二号中 「業務、 業務並びに」 び」とあるのは 同 条第一 項 項、 第一 第一 第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務 附則第十一条第一項第五号の業務及び同条第五項の規定によ 項第九号の 号中 項第二号及び第三号の業務並びに同条第五項の規定により 第三 一十二条中 附則第十一条第一項第一号から第四号までの業務並びに と 一項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業 「第十二条」とあるのは「第十二条、 「及びこれらに附帯する業務」とあるのは 「第六号までの業務及び附則第十 業務 及び附則第十 同条第三項」とあるのは 「第十二条第一項 第十七条第一項第一号中 **(**) 験研究資金に充てるための 一条第 「附則第十一条第一項第四号の業務 同項第四号中 第九号の業務 一項第三号の業務_)」とあるのは 「第十二条第三 「業務」とあるの 「第六号までの業務 一条第 附則第十一条第 同項第三号中 (試験研 助成金を交付 乛 と 項 第 附則第 究資金 一項」と 第十 第三 ت ح 一号 は 8
- 定める事項を記載しなければならない。 ては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で5 第一項の規定により機構が同項第二号の業務を開始する場合におい
- 受けた事業について行うものとする。 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を
- 令で定める。 第一項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政

7

帯する業務」と、 規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条 条 資 務に限る。 の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第 並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第 務並びに附則第十一条第二項の業務」と、第十九条第一項第一号中 る旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業 の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされ 同 附則第十 務が行われる場合には、 \mathcal{O} 力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号 旧 務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる する業務」とあるのは 号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその 項第二号、 項第九号の業務 は 第 (金に充てるための助成金を交付する業務に限る。 .項第四号中「業務」とあるのは 事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附 第一 「第十二条、 項、 項第二)」とあるのは 条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務 第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業 号の 第八号及び第九号」とする。 附則第十一 同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは 業務」と、 (試験研究資金に充てるための助成金を交付 第十七条第 附則第十一条第一 「第十二条第一項第九号の業務 条第一項 第三十 「業務、 二条第二号中 一項第二号中 及び第一 附則第十一条第 項第 一項並びに同条第四項 一号及び第一 「及びこれらに附帯) 及び 第十二条 附則 試 項第四号 二号の業 とある **:**験研究 こする業 第十 効

とする。 ものとされ 項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有 る旧事業団法第二十条第 一項第二号、 第八号及び第九号」 する

9

10 道建設 五 第三号」と、 立 て、 定 会法第三十三条から第三十五条まで、 は、 |項並びに第三十五条第||項中 第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び |行政法人鉄道建設・ 旧協会法第三十三条第一項及び第二項中 この法 項の規定により機構が 旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第 律 の施行後も、 運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第一 なおその効力を有する。 行う同項 「協会」とあるのは とする。 第五十三条及び第五十 第三号の業務につい 「協会」とあるのは この場合に 「独立行政法 7 -四 条 は 人鉄 おい の規 旧 独 協

11

運

輸施設整備支援機構

(事業の認

第十一 けることができる。 ところにより、 模な改良に関する事業を行おうとする場合は、 を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規 いて同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受 東京地下鉄株式会社 事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業に は、 前条第 項第五号の規定による助成 国土交通省令で定める

照ら 標 て、 認めるときは して当該事業に係る都市 項 以 当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期 |土交通大臣は、 中 (第五号に掲げる業務の対象となる事 下この条において「中期目標」という。 期目 標に定め 前項の規定による認定をするものとする。 前項の規定による認定の申請があった場合にお た当該業務の実施に関し必要なその他 鉄 道の整備を促進することが適切である 業の基準に適合しており、)において定める前条 0 事項に 目 1

2

3

「土交通大臣は、

第一項の規定による認定を受けた事業が中期目

標

3

国土交通大臣は、

第一項の規定による認定を受けた事業が中期

目

標

定は、 て、 道 項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び 五項並びに第三十五条第一項中 第三号」と、 立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第 会法第三十三条から第三十五条まで、 建設・ 第一 旧協会法第三十三条第一項及び第二項中 この法律の 項 運 の規定により機構が行う同項 輸施設整備支援機構 旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第 施行後も、 なおその効力を有する。 「協会」とあるのは とする。 第五十三条及び第五十四 第二号の業務については、 「協会」とあるの この場合にお 「独立行政法 は 条 \mathcal{O} 旧 独 規

10 略

(事業の認

第十二条 ところにより、 模な改良に関する事業を行おうとする場合は、 けることができる。 ついて同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受 を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規 東京地下鉄株式会社は、 事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、 前条第 項 第四号の規定による助 国土交通省令で定める 当該事業に 成

照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切 標 て、 か 第 認めるときは つ、 玉 項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合し (以下この条において 当該申請に係る事業が通則法第二十九条第 土交通大臣は、 中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその 前項の規定による認定をするものとする 前 項の規定による認定の申請があった場合にお 「中期目標」という。 において定める前条 項に規定する中期 他 の事項に て 、おり、 である 目

ないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中 とができる。 することが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すこ に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由が (目標に照らして当該事業を前条第 一項第五号に掲げる業務の対象と

4 5 (略)

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、 ならない。 次の場合には、財務大臣に協議しなければ

又は変更しようとするとき れる旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画を定め、 附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとさ

(略)

(削除)

期目標に照らして当該事業を前条第 ないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中 することが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すこ とができる。 に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由 一項第四号に掲げる業務の対象と

4 5 (略)

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、 ならない。 次の場合には、財務大臣に協議しなければ

れる旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画を定め、 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

(略)

又は変更しようとするとき。

法律の 外国 船舶製造事業者による船舶の 部改正) 不当廉価建造契約の 防 止に関する

第十六条 契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。 関する法律 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造 (平成八年法律第七十一号。 次条において「不当廉価建造 契約 0 防 正に

設 • 業団 設・運輸施設整備支援機構」 め 第四条の見出し中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建 運輸施設整備支援機構 同条第一 (次項において 項中 「事業団 「事業団」 (次項におい に改め、 を という。 機構」 同条第一 て に改める。 機構」 を 項中 独立行政 という。 運輸施設整備事 法 公人鉄道建 に改

]則第1 一条を次のように改める。

、独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構法の 设正)

年法律第百八十号) 独立行政法人鉄道建設・ の一部を次のように改正する。 運輸施設整備支援機構法 (平成十四

(削除)

第三条に次の一項を加える。

七十一号)に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務をる船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者によ

行うことを目的とする。

3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

関する法律(次号において「不当廉価建造契約防止法」という外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に

に規定する外国船舶製造事業者をいう。)が締結した建造契約二 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項。)第四条第一項の規定による調査を行うこと。

に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集

整理し、

及び提供すること。

務並びに同条第三項の業務」に改める。、同項第三号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め

「第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を

(不当廉価建造契約防止法の一部改正に伴う経過措置)

らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の役員又は職員であった者に係るその調査に関して知り得た秘密を漏廉価建造契約防止法第四条第一項の規定による調査に従事する事業団第十七条 前条の規定の施行の日において不当廉価建造契約防止法がす

第十六条 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一 (略) 部改正) 第十八条 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一 例による。 (略) 部改正)

、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一 部改正に

第十七条 伴う経過措置 (略)

第十八条 する罰則の適用については、 (罰則の適用に関する経過措置 例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前 なお従前の例による。 第一

るもののほか、 (政令への委任) 附則第二条から第十五条まで、 機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施 前二条及び第二十一条に定め

第十九条 行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条

(略)

伴う経過措置)

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一

部改正に

される事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に 条第五項 ついては、 一十条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項、 なお従前の例による。 第十七条及び前条の規定によりなお従前の例によることと 第三

(政令への委任

第一 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 十二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他 附則第二条から第十五条まで、 政令で定める。 第十七条、 前二条及び第三

(公職選挙法の一部改正)

(削除

第一 に改正する。 一十二条 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 0) 部を次のよう

第百三十六条の二第 項第 一号中 日本鉄道建設公団」 を削る。

収用法の 部改正)

(削除

のように改正する。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 0) 部を次

第三条第七号の二中 「日本鉄道建設公団」を 「独立行政法人鉄道建 (i) (ii) (iii) (i

設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(道路法の一部改正)

(削除)

に改正する。第二十四条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のよう

」に改める。本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構第二十条第一項及び第三十一条第一項から第五項までの規定中「日

(鉄道軌道整備法の一部改正)

第二十五条 鉄道軌道整備法の一部を次のように改正する。

人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を」に改め、同条第八項中「運輸年法律第百八十号)」に、「運輸施設整備事業団を」を「独立行政法)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四第八条第七項中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号

」に改める。

施設整備事業団」

を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

から第五号まで」に改める。」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第三号附則第二項中「運輸施設整備事業団法第二条第三号から第五号まで

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五

発金融公庫」に改める。開発金融公庫若しくは運輸施設整備事業団」を「若しくは沖縄振興開開発金融公庫若しくは運輸施設整備事業団」を削り、「、沖縄振興

(道路整備特別措置法の一部改正)

第二十一条 (略)

(削除

(削除

(削除)

(全国新幹線鉄道整備法の一 部改正

第二十条 (略)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 次のように改正する。 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 0) 部を

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」 第六条の二第六項から第九項までの規定中 「日本鉄道建設公団」を に改める。

(高速自動車国道法 0 部改正)

第一 を次のように改正する。 一十八条 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 0) 部

第十二条第一項中「日本鉄道建設公団」を 「独立行政法人鉄道建設

運輸施設整備支援機構」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の 部改正)

第 百五十号) 一十九条 0 公共用地の取得に関する特別措置法 部を次のように改正する。 (昭和三十六年法律第

一条第二号中 「日本鉄道建設公団」 を 「独立行政法人鉄道建設

運輸施設整備支援機構」に改める。

(踏切道改良促進法の一 部改正)

第三十条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

年法律第百八十号)」に、 」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 第七条第三項中「運輸施設整備事業団法 「運輸施設整備事業団を」を に改める。 (平成九年法律第八十三号 「独立行政法 (平成十四

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)

人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を」

第三十一条 (略)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 (略)

2 5 5
(略)

(削除)

(削除)

において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の (日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度 部改正)

第三十四条 年法律第七十六号) 年度において緊急に講ず 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六 *(*) 部を次のように改正する。 べき特別措置に関する法律 (昭和六十

施設整備支援機構」に改める。 においては、 の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)の施行後 附則第二項中 日本鉄道建設公団)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸 「日本国有鉄道清算事業団 (日本国有鉄道清算事業団

(鉄道事業法の一部改正)

(削除)

第三十五条 鉄道事業法の一部を次のように改正する。

政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。 第十四条第五項及び第五十九条中 「日本鉄道建設公団」 を 独立行

日 本国有鉄道改革法等施行法の 部改正)

(削除)

日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する

第二十九条第一項及び附則第五条第四項中「日本鉄道建設公団」を

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一

部を改正する法律の

第三十三条

部改正)

る法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の

部を改正す

第十二条

削除

附則第十二条を次のように改める。

(削除)

(削除)

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別措置法の一部改正) (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特

関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改第三十七条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に

正する。

昭和三十九年法律第三号)第二十二条第二項の指示をしたときは、 備支援機構」に改める。 なおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃 前の日本鉄道建設公団に対し、 法 本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 一項の指示をしている場合には 前の日本鉄道建設公団法 第七条第一 (平成十四年法律第百八十号) 項中「日本鉄道建設公団に対し、 (昭和三十九年法律第三号) 同法附則第十 附則第二条第一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整 条第三項の規定により 日本鉄道建設公団法 項の規定による解散 第 <u>十</u> 一条第 日

(国土交通省設置法の一部改正)

ように改正する。 第三十八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次の

機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第九項」に改める附則第十四条第五項」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援・附則第八条中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)

進に関する法律の一部改正)(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促

(削除

滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の一部を次の第三十九条。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円

(削除) (削除) (削除) (削除

> 第二十一条 ように改正する。 第二十一条を次のように改める。 削除

(大深度地下 の公共的 使用に関する特別措置法の

第四十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法 部改正)

第四条第五号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・

の一部を次のように改正する。

律第八十七号)

運輸施設整備支援機構」に改める。

改正する法律の (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の 部改正) 一部を

第四十一条 うに改正する。 部を改正する法律 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 (平成十三年法律第六十一号) 0) 一部を次のよ

備事業団法 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 百八十号)第十七条第三項」に改める。 人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」に改め、 附則第十二条の見出し中 (平成九年法律第八十三号)第二十条第五項第一号」を 「運輸施設整備事業団法」を 同条中 (平成十四年法律第 「独立行政法 「運輸施設整

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の 部改正)

第四十二条 十三年法律第百四十号) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 0) 部を次のように改正する。 (平成

別表第一 運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正

別表運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る。平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。第四十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (

		tolo	
定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産で対受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政質で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲構法附則第二条第一項の規定による改正前の債務等処理法(以下この項)附則第十六条の規定による改正前の債務等処理法(以下この項)	役・運輸施役整備支援幾構去(以下この頂こおいて「幾構去」という同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建原事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。)附則第十三条第一項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清原事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「項において「債務等処理法」という。)附則第七条の規定による廃止	な で 大十一年法律第九十三号)附則 (産税の課税標準等の特例) (産税の課税標準等の特例) (産税の課税標準等の特例)	改正案
課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る業の用に供する場合には、当該固定資産で政令で定めるものを第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこ項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等法」という。)第二十四条第一項の規定により機構法附則第二定による改正前の債務等処理法(以下この項において「旧債務機構法(以下この項において「機構法」という。)附則第十八次第一項の規定により機構法附則第二	株首施役の譲度を受けた者又は虫立う改去人株首建役・運輸施役整備無償で旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号に掲げるはより債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有により債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有明の規定によいで「債務等処理法」という。) 附則第六条の規定による廃止項において「債務等処理法」という。) 附則第六条の規定による廃止	者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下この第三四十九条の三 (略) (変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例) (変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)	現行

あつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額) (第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産に

(略)

項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これら定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額(第二項、第十四 の規定により課税標準とされる額の四分の一の額)とする。

- 46 -

係

改正案	
現	
行	

社

土 立

地等 行政

0 法

課税の 人鉄道

特例

建

設

運

輸施設整備支援機構の全額出資に係る会

第七十一条の二 取得し は出 設 立 清算事 二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するた _ 引 備 が 道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 めに設立した法人で政令で定めるものが有する土地等 \mathcal{O} (平成十年法律第百三十六号) 附則第二条の規定による解散前の日 国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第 業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために [有鉄道清算事業団 有して 習資の総 という。 した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日 たものに限る。 機 業団法 構 いる間は、 が 額の全部を独立 有するもの (昭和六十一年法律第九十号) 第二十六条第 が同法附則第七条の規定による廃止前の日本国 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関 当該土地等を独立行政法人鉄道建設 (以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業)については、 とみなして、 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 当該法人の発行済株式の総数又 地 価 税法 の規定を (旧日本国 適 用 運 理輸施設: 項 民する法律 でする。 T 有 鉄 道 第 から 有 二号 本 整 鉄 律

独 立 行政 法 人等の 権利 又 は 資 産 0 承 継に伴う登記等の 免 税

第八十 应 1条の三 略

2 3 略

4 独 という。 <u>\f\</u> 行政法· 人鉄 が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 道建 設 運輸施設整備支援機構 (次項におい て 機

> 社の (独 立 土 行政法 地等 0 課税の 人鉄 道 特例 建 設 運 輸施設整備支援機構 0 全 額 出 資に 保る会

第七十一条の二 施設整 る。 援機構が有している間 総数又は出資の総額の全部を独立行政法人鉄道建設 構から取得したものに限る。 玉 するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等 構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第 ために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設 算事業団」という。)が同法附則第六条の規定による廃 第二号の業務として行う土地の処分の公正か 有鉄道清算事業団法 0 (平成十年法律第百三十六号) [有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設 項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保 日本国有鉄道清算事業団 備 支援機構が 日本国有鉄道清算事業団の債務等の 有するもの (昭和六十一年法律第九十号) は、 当該土地等を独立行政法人鉄 (以下この条において)

については、 附則第二条第 とみなして、 当該法人の 地 つ適切な実施を確 一項 価税法の • 運輸施設整備支援機 運輸施設整備支援機 の規定による解散 「旧日本国 処理に 第二十六条第 運 動施設: 規定を 道 発 止 建 行済株式 前 関 [有鉄道: はする法 の日 設 旧 整 保 適 する 用す 運 備 日 本 \mathcal{O} 本 項 玉 支 清 前

独 <u>\f</u> 一行政法 人等の 権 利 又 は 資産の 承 継 に伴う登記等

Ò

免

税

一条の三

第八十

应

略

2 3 (略)

4 構 独 という。 7 行政法人鉄 が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 道 建 設. 運輸施設整備支援機構 (次項に お て

関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に 第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地平成十四年法律第百八十号。次項において「機構法」という。)附則 ために受ける登記については、 又は同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とする

登録免許税を課さない。

利者としての地位に基づき日本国有鉄道、 という。)附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権 平成十四年法律第百八十号。 前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記について 債務等の処理に関する法律附則第二 は、 本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第 登録免許税を課さない。 以下この項及び次項において「機構法」 一条第 日本国有鉄道清算事業団の 項 の規定による解散前の日 一項の規定による解散

5 6 (略)

5

6

(略)

 \bigcirc 大都 芾 地 域における宅地開発及び鉄道 整 備 0) 体的 推進に関 する特別措置 法 伞 成元年法律第六十一号)

(附則第五条関係

(協議

改

正

案

第七条 県の 対し、 における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するため 及び第十三条において同じ。 合には、 法 のとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設 八十号) 立行政法人鉄道建設・ 第八条第一 に必要な協議を行うための協議会 土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条 (以下「特定鉄道施設」という。 同意特定地域」という。)において宅地開発事業を実施する者で国 (昭和三十九年法律第三号) 項の許可を受けた者(以下「特定鉄道事業者」という。) 区 関係地方公共団体の 域ごとに組織する。 同法附則第十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。 附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に 項に規定する施設であって特定鉄道事業の用に供するも 一条第四項の規定によりなおその効力を有するも 運輸施設整備支援機構法 長、 ゜は、 第二十二条第二項の指示をしている場 同意基本計画に定める特定地域 <u></u>の (以 下 同意基本計画に従い同意特定地域 建設につき、 「協議会」という。)を都府 (平成十四年法律第百 国土交通大臣が独 (同法 (以下 次条 公団 \mathcal{O}

協 会

現

行

、傍線部分は

改

正

部

分

第七条 における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するため 立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 及び第十三条において同じ。 合には、 法 のとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設 対 八十号) 第八条第一項に規定する施設であって特定鉄道事業の用に供するも 第一項の許可を受けた者(以下 に必要な協議を行うための協議会 土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三 (以下「特定鉄道施設」という。 0 「同意特定地域」という。)において宅地開発事業を実施する者で国 (昭和三十九年法律第三号) 区域ごとに組織する。 関係地方公共団 同法附則第十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。 附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に 一条第三項の規定によりなおその効力を有するも 体の長、 は、 第二十二条第二項の指示をしている場 同意基本計 「特定鉄道事業者」という。))の建設につき、 (以下 同意基本計画に従い同意特定 「協議会」という。 画に定める特定地 (平成十四年法律第百 国土交通大臣が 域 を都府 (同法 以 地域 次条 公団 独 \mathcal{O}

2 5 略

2 5

略

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

第一 法律第百八十号)の一部を次のように改正する。 (独立 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構法 行政 則 法人鉄道建設· 運輸施設整備支援機構法の一 改 正 案 部改正 (平成十 · 四 年 第一 法律第百八十号)の一部を次のように改正する。 独立 附 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 行政法人鉄道 則 建 設・運輸施設整備支援機構法の一 現 行

2 とを目的とする。 号)に基づき、 船の不当廉価建造契約の防止に関する法律 機構は、 前項に規定するもののほか、 不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うこ 外国船舶製造事業者による (平成八年法律第七十

第三条に次の一項を加える。

同条第三項中「前二項」 第十二条第一 同条第二項の次に次の一項を加える。 項及び第二項中「第三条」を「第三条第一 を「前三項」に改め、 同項を同条第四項と 項」に改 8

- 3 機構は、 する法律(次号において「不当廉価建造契約防止法」という。 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関 《四条第一項の規定による調査を行うこと。 第三条第二項の目的を達成するため、 次の業務を行う。
- する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項に 定する外国船舶製造事業者をいう。 及び提供すること。)が締結した建造契約に関 整

同項第二号中 に同条第三項の業務」 「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並 項第一号中「同条第三項」を に改める。 「同条第四項」に改 め、

||則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「

部改正

(平成十四年

第三条に次の一項を加える。

2 とを目的とする。 船 号)に基づき、 船の不当廉価建造契約の防止に関する法律 機構は、 前項に規定するもののほか、 不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うこ 外国船舶製造事業者による (平成八年法律第七十

同条第三項中「前二項」 第十二条第一項及び第二項中 同条第二項の次に次の一項を加える。 を「前三項」に改め、 「第三条」を「第三条第一項」に改 同項を同条第四項と

- 3 機構は、 する法律(次号において「不当廉価建造契約防止法」という。) 第四条第一項の規定による調査を行うこと。 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関 第三条第二項の目的を達成するため、 次の業務を行う。
- する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、 規定する外国船舶製造事業者をいう。 外国船舶製造事業者 及び提供すること。 (不当廉価建造契約防止法第二条第二項に が締結した建造契約に関 整

び 同項第二号中 に同条第三項の業務」 第十七条第一項第一号中「同条第三項」 「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並 に改める。 を 「同条第四 [項] に改め、

附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「

11/1/11/11	業務	二条	附	第十
	」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号	第三項」を「第十二条第四項」に改め、「及びこれらに附帯・	則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「	二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。
		する	第十	第十二条第一項、第三項若しくは
				第三項若しくは第四項の業務」に改める。

$\overline{}$
傍線
部
/\
分
は
改
正
Ш.
部
分
\sim

改正案	現行
附則	附則
(交通政策審議会の所掌事務の特例)	(交通政策審議会の所掌事務の特例)
第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさ 第	第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさ
どるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	どるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第十項の規定によりな	法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第九項の規定によりな
おその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法(昭和	おその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法(昭和
五十三年法律第百三号)の規定によりその権限に属させられた事項を	五十三年法律第百三号)の規定によりその権限に属させられた事項を
処理する。	処理する。